

令和6年度

南三陸町議会議録

1月会議 1月30日 開会
1月30日 散会

南三陸町議会

令和 7 年 1 月 30 日 (木曜日)

令和 6 年度南三陸町議会 1 月会議会議録

令和6年度南三陸町議会1月会議会議録第1号

令和7年1月30日（木曜日）

応招議員（13名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 伊藤俊君 | 2番 | 阿部司君 |
| 3番 | 高橋尚勝君 | 4番 | 須藤清孝君 |
| 5番 | 佐藤雄一君 | 6番 | 後藤伸太郎君 |
| 7番 | 佐藤正明君 | 8番 | 及川幸子君 |
| 9番 | 村岡賢一君 | 10番 | 今野雄紀君 |
| 11番 | 三浦清人君 | 12番 | 菅原辰雄君 |
| 13番 | 星喜美男君 | | |

出席議員（13名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 伊藤俊君 | 2番 | 阿部司君 |
| 3番 | 高橋尚勝君 | 4番 | 須藤清孝君 |
| 5番 | 佐藤雄一君 | 6番 | 後藤伸太郎君 |
| 7番 | 佐藤正明君 | 8番 | 及川幸子君 |
| 9番 | 村岡賢一君 | 10番 | 今野雄紀君 |
| 11番 | 三浦清人君 | 12番 | 菅原辰雄君 |
| 13番 | 星喜美男君 | | |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

| | |
|------------------|-------|
| 町長 | 佐藤仁君 |
| 副町長 | 三浦浩君 |
| 総務課長兼 歌津総合支所長 | 千葉啓君 |
| 企画課長 | 岩淵武久君 |

| | |
|---------------|-------|
| 町民税務課長 | 高橋伸彦君 |
| 保健福祉課長 | 及川貢君 |
| 環境対策課長 | 菅原義明君 |
| 農林水産課長 | 遠藤和美君 |
| 商工観光課長 | 宮川舞君 |
| 建設課長 | 及川幸弘君 |
| 会計管理者兼会計課長 | 男澤知樹君 |
| 上下水道事業所長 | 山内徳雄君 |
| 南三陸病院事務部事務長 | 佐藤宏明君 |
| 教育育長 | 齊藤明君 |
| 教育委員会事務局長 | 芳賀洋子君 |
| 選挙管理委員会事務局書記長 | 千葉啓君 |

事務局職員出席者

| | |
|--------------------|------|
| 事務局長 | 佐藤正文 |
| 次長兼総務係長 兼議事調査係長 | 小野寛和 |
| 主幹 | 佐藤美恵 |
| 主事 | 小野真里 |

議事日程 第1号

- 令和7年1月30日（木曜日） 午前10時00分 開会
- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 行政報告
 - 第 4 議案第46号 南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定について
 - 第 5 議案第47号 南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 6 議案第48号 南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

の一部を改正する条例制定について

- 第 7 議案第 49 号 工事請負変更契約の締結について
 - 第 8 議案第 50 号 令和 6 年度南三陸町一般会計補正予算（第 5 号）
 - 第 9 議案第 51 号 令和 6 年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
 - 第 10 議案第 52 号 令和 6 年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
 - 第 11 議案第 53 号 令和 6 年度南三陸町水道事業会計補正予算（第 2 号）
 - 第 12 議案第 54 号 令和 6 年度南三陸町病院事業会計補正予算（第 1 号）
 - 第 13 議案第 55 号 令和 6 年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第 2 号）
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 13 まで

午前10時00分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

令和7年になって初めての議会となります。本年もよろしくお願ひいたします。活発かつ円滑な議会運営に御協力をよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、令和6年度南三陸町議会1月会議を開会いたします。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、報道機関から取材を目的とした撮影及び録音を行いたい旨の申入れがあり、傍聴規則第8条の規定により、議長においてこれを許可しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において9番村岡賢一君、10番今野雄紀君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

議会休会中の動向、町長から付議された議案及び説明のための出席者につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、行政報告を行います。

書面にて提出された工事関係の行政報告に対する質疑を許します。8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） おはようございます。

行政報告の中の1ページなんですかけれども、入札結果の表の中で一番上の令和6年度旧藤浜小学校特別教室等解体工事あります。この工事概要を見ますと、プール棟解体とありますけれども、この辺は地元の人たちとの了解を得ているのか、プールなどは夏になると子供たちが使っていなかったのか、その辺お伺いします。

それから、その次の令和6年度滝浜西船揚場災害復旧工事と、その下の下、一番最後の段で

す、令和5年度町道横断1号線道路災害復旧工事、これはいつの災害工事なのか、その辺お伺いします。

それから、令和6年度津波避難誘導看板設置工事あります。避難誘導看板設置3基となっています。どこにどのようなものをするのかその辺と、それからこの看板設置、入札回数が2回となっております。予定価格が最初からこの額だったのか、2回になったといういきさつの内容をお伺いします。

それから、次ページ、2ページなんですけれども、3段目、令和6年度町立学校防犯カメラ設置工事、公共施設は全部つけるということは確認しておりますけれども、その中で7校全部なのか、一式がありますけれども、その内容を御説明願います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） おはようございます。

資料1ページ目の令和6年度旧藤浜小学校の特別教室等解体工事、地元との調整ということでございますけれども、さきの予算審議等でも御説明をした点ではございますけれども、地元からの要望等もいただきまして、それまではある程度有効活用といった部分で地元の皆様にも御活用いただいていたんですが、やはり安全性、防犯上の観点からといったことで地元の皆様からも過年度にお話をいただいていた部分でございますので、対応させていただいていると。当然、プールといった形での活用をなされてきてございませんので、御了解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 続きまして、2点目、滝浜西船揚場災害復旧工事でございますが、これは令和5年度の2月低気圧によりまして船揚場の斜路の張ブロック、あとはセンターブロックが災害に遭ったということでそれに伴う復旧でございます。

それと、ちょっと質問と順番は前後いたしますが、3つ目の津波避難誘導看板につきましては、道の駅南三陸、さんさん商店街側に1基、それと311メモリアル前に1基、それとハマーレ広場に1基の計3基でございます。

それと、4点目でございますが、横断1号線の道路災害復旧工事でございますが、こちらにつきましては令和5年の7月の災害によるものでございまして、単独災害ということでございます。

それと、2ページ目、防犯カメラでございますが、こちらにつきましては、今、工事として発注をさせていただいているのは、志津川小学校5基、伊里前小学校8基、名足小学校3

基、志津川中学校 7 基、歌津中学校 6 基の合計で29台のカメラ設置となってございます。

それと、入札回数なぜ 2 回というような御質問もございましたが、それにつきましては、入札参加者さんの見積りに伴うものでございますので、当局としてはお答えする立場にございません。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8 番（及川幸子君） 1 点目の藤浜小学校は地元のほうからという話が出たということで、これは了解しました。

それから、次の令和 5 年 9 月の災害復旧ということで、どちらも災害復旧ですから何%の補助率が出ておりますか。

それから、看板、道の駅、伝承館、ハマーレということなんですけれども、看板の内容は、道の駅と伝承館には避難経路、上の山ではなくて志津川避難所が、あの場合、志津川です、志津川小学校ですから。志津川小学校のほうに避難するという看板だと思うんですけども、再度その辺確認いたします。

それから、ハマーレのほうの 3 つ目の看板なんですけれども、ハマーレの区画の中にするのか、それとも、以前私、小学校が避難場所になっているので、おのぶんさんというと歌津の人たちしか分からぬと思うんですけども、このおのぶんさんのところから上がる通学路、あの下が買取りの土地で埋まっていますけれども、あの辺にも必要だということを話して、あそこにも設置するというような話だったんですけども、それと、そこにつけるのかと私は思われるんですけども、その辺もう一度お願ひいたします。

それから、防犯カメラの関係では 29 台、全校ということで分かりました。

これに関連なんですけれども、防犯カメラを公共施設には設置しますよということ話していますけれども、新聞でも出ました船外機の盗難、気仙沼市さんでありましたけれども、我が町でも、歌津でもそういう船外機の盗難というのがありました。この間、区長会議、区長さん方の懇談会があったわけですけれども、その中でも出されました。そうしたことから、非常に今後増えてくる、出てくるものと予想されるんですけども、公共施設は町でやりますけれども、そういう漁協管理下のところにまでは及ばないと思われますけれども、今後、例えば、防犯カメラを設置した場合、漁協を通じてどのぐらいの補助をやりますよとか、設置するにはこのぐらいの助成やりますよとか、そういう話が今後あってもしかりかなと思われるんですけども、その辺の見解をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まず、災害復旧の補助率でございますが、すみません、今詳しい資料は手元にございませんが、どちら共、私の記憶によりますと60%台の補助率だったと記憶はしてございます。

それと避難誘導看板でございますが、避難誘導看板につきましては、盤面といたしましては大きさ横1メートル40センチ、それと盤面だけの大きさですが縦1メートル20センチ、掲載の内容といたしましては、避難誘導看板が立つ場所の高さ、それと避難先までの距離、それと避難経路を表す地図のセットとなってございます。

それとハマーレ広場の設置場所でございますが、今、ふわふわドーム等々、あとは公園の利用の仕方ということで看板が2つほど立ってございますが、それに並ぶような形で設置をするというような予定となってございます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 防犯カメラの件で質問ございましたので、お答えさせていただきます。

議員お話しされたように、総務課主催の区長会のほうでもそういった話が出ました。今の段階で補助を幾ら出すとかということではなくて、当然ながら県管理の漁港もありますし町管理の漁港もあるという中で、区長さんには今後ちょっと検討させていただくという回答をさせていただいておりますので、その辺ちょっと今の段階ではその文言でとどまっているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 区長との懇談会でも出ましたので、今後スピード一に、そのことは住民とも直接漁民の人たちも危機感を持って生活しているようですので、そこは早めに決断して実行に移していただきたいと思います。

それから、看板設置なんですけれども、ハマーレのほうは分かりました。伝承館と道の駅の関係ですけれども、上の山ではなくてあくまでも小学校の避難所のほうに誘導するような内容の看板であるのかどうかということだけ、最後にお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） おっしゃるとおりでございます。避難誘導看板はあくまで避難所へ向けての避難経路等を示すものでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） おはようございます。

2点ほど伺いたいと思います。

まず、第1点目、1ページ目、先ほど前議員も聞いた藤浜の特別教室について伺いたいと思います。

先ほどの答弁で大体分かったんですけれども、安全性、防犯性、そして地元の人があんまり活用しないということで今回のこういったことになったということは分かったんですけれども、そこで伺いたいのは、私、実は以前、多分10年前後か10年ちょっと前あたりに、特別教室を何か有効に使えないかということで、たしか一般質問か普通の質疑をさせていただいたと思っていたんですけども、そこで、これまで何か使うような形での検討というか当局としてはなされたのかどうか、朽ちるに任せたというかそういう状態だったのか伺いたいのと、あと、まちづくりとして古いものを残して何らかのイノベーションをして歴史のようなものを伝えていくという考えがあるのかどうか伺いたいと思います。

あともう1点は、ページ数2ページ、一番最後の西戸線について伺いたいと思います。

これあんまり聞くことはないと思うんですけども、実は先日行われた懇談会で、地区の区長さんから道路のことが言わされました。それで、今回、こういった形で改修されるということは大変喜ばしいことだと思うんですけども、そこで場所の確認なんんですけども、私も先ほど議会に来る前にちょっと見に行つたんですけども、多分、センターのあった辺りの一番傷んでいる部分だと思われるんですけども、そこの場所の確認をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 1ページ目、1点目の旧藤浜小学校の特別教室の解体の件でございますけれども、私の記憶では、今野議員から予算審議の際にも御質問を結構近い時期にいたしましたと記憶をさせていただいているんですが、これまで解体までの間は地域住民の方々と被災後といった部分で何かしら漁業等に資するのであればということで有効活用策を見いでいただきましたと、実際に御活用いたいでいたという経緯でございます。

そうした経緯、経過の中で、やはり損傷の度合い等ひどくなつてまいりましたので、先ほど申しましたように防犯上等の観点からも好ましくないと、安全性の管理上といったこともございまして、今回、解体ということで地元の御要望をお受けしたということでございます。

それに加えまして、この旧藤浜小学校の特別教室に限らない形で古い公共施設といったお話を思うんですけども、当然、目的用途といったものが定まって費用対効果等も考える中

で、先ほどお話のありました大規模改修、リノベーションといった部分で有効活用できる部分があれば、それは検討の範囲だと思いますけれども、まずこの旧藤浜小学校の特別教室に限って申せば、地元の方々等との長い間の話し合いの中で解体といった方向で決定をさせていただいていると。その他の施設につきましては、その都度都度の検討になろうかと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 2点目の御質問でございます。西戸線のほうの舗装工事でございまが、西戸線、45号線から入ってまいりまして、ちょっと公園の名称忘れてしましましたが、慰霊の公園と言つたらいいんでしょうか、地元の方々が設置された公園、あそこの周辺ということで御認識をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今、藤浜の特別教室に関しては課長答弁いただいたんですけども、そこで、答弁の中にその他の施設という答弁ありました。そこで、もし関連というか伺えればと思うんですが、実は戸倉ではまだあんまり使われていない施設、例えば、戸倉中学校の体育館等はどのような形で進まっているのか。私的には、公民館ということもあっていろいろあそこの昔の校庭とかも今整備されているようですし、スポーツ関連っぽい形で活用等はできないのかどうか、その点伺いたいと思います。

あと西戸線に関しては、一番今傷んでいるところと、かつては上のほうも大分傷んでいたんですけども、少しずつ改修されているようで、今回あそこを改修すると地区の住民の方も大分スムーズに道路を通れるんじゃないかなと思います。

そこで伺いたいのは、これまたさきの懇談会ではないんですけども、こういった、例えば、今の西戸の道路の状況というのは、改修等を目安にするときの優先順位的なものから例えるとどれぐらいのレベルなのか、その点、もしお答えできるようでしたら伺いたいのと、あと工期は3月21日となっていますけれども、いつ頃できるのか。何か先ほど聞くところによると、赤いマーカーとか昨日今日つけたという話も聞きましたが、その点伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 旧戸倉中学校の屋体といったお話をございました。議員御承知のとおり、被災後、震災後には一定の時期を町のボランティアの皆様等にも御活用いただく資機材置場等として有効活用させていただいておりますけれども、御案内のとおり雨漏り等もある状況でございます。当然、そうした状況に照らせば解体といったことも視野に入ってきますけれども、相当な金額を経費として要するといったことも当然だと思います。

そうした中で、何かしらの財源、今、有効な財源といったものを見いだせている状況ではないんですが、解体する場合に当たっての総額的な経費を、それに対する財源といったものの確認等を今進めている状況でございますし、何も解体といったことが今決まったという状況ではなくて、議員お話しのとおり、費用対効果等を考えて何かしら今の軀体等が持つと仮定した場合に有効な活用策があるかといったことも含めて、現段階では検討中といったことにとどまっているといった状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 西戸線についてでございますが、優先順位というよりは、御承知のようにこの周辺は圃場整備、防集、それとあと河川の災害復旧に関連する工事ということで行ってまいりましたので、それらは災害復旧等々に伴いまして結構駐車場等も歩いたということで、結果、傷みが激しくなってきているということでございまして、なかなか延長も長いものですからなかなか一度にというのはちょっと難しいところもございますので、西戸線の中で特に傷みの激しいところとか重要なところというのを優先的に整備しているというような状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） じゃあ、あと西戸線伺ったんですけども、実は西戸線、荒町に抜ける道路の途中まで工事だということですけれども、そのところの見通しどうなっているのかだけ確認させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 西戸線から荒町に抜けるということはまた田子沢線だと思われますが、田子沢線につきましては、一部災害とか崩れたところの局部的な補修を行っているというような状況でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で行政報告を終わります。

日程第4 議案第46号 南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第46号南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題としたし

ます。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第46号南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、令和6年的人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準拠し、一般職の職員の給与を改定したいため、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） おはようございます。

それでは、議案第46号南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定についての詳細でございます。

最初に、令和6年度の人事院勧告の概要について御説明を申し上げます。

人事院では、民間事業所の個人給与等を4月に調査した結果、月例給については2.76%、金額にして1万1,183円の格差が生じているとして、初任給の引上げ及び月例給については、若年層に重点を置いた平均3.0%の引上げのほか、期末勤勉手当の0.1か月分引上げ、また配偶者に係る手当を廃止し、ここに係る手当の増額等の内容について勧告をいたしました。

国家公務員の給与等の引上げ法案が昨年12月17日に可決され、同月25日に公布されたことを受け、本町につきましても国に準拠し、月例給、特別給の支給割合等を改正するものでございます。

議案関係参考資料で説明いたします。

3ページを御覧願います。

第1条関係でございます。

任期付研究員の給料表の新旧対照表でございます。第1号、第2号研究員共、各号俸でおおむね3.0%の引上げとなっているところでございます。

次に、4ページをお開き願います。

職員の給与に関する条例の新旧対照表第2条関係でございます。

制度が多岐にわたっております。なかなか言葉で説明するのが非常に難しい制度となっておりますし、ちょっと長くなりますので、当町関係部分のみ説明をさせてできるだけ分かりや

すぐ説明させていただきたいと思っております。

4ページ下段の第19条第2項でございます。これは5ページにかけて期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正となっております。

期末手当につきましては、左側の改正案の4ページ下段、第19条の記載のとおり、新旧対照表の12月支給分を右側、現行が100分の122.5、つまり1.225か月、これを左側改正案で0.05か月分多い100分の127.5か月、つまり1.275か月分を支給割合とするというものです。

同じく、5ページに記載の勤勉手当も同様で、第20条第2項（1）改正案のページ下から6行目、そこに12月から支給する場合には100分の107.5と記載がありますが、つまり12月支給分を0.05か月多い1.075か月とするものでございます。

関連して、期末、勤勉、それぞれ同様に定年前再任用職員についても支給割合を改正するものでございます。

したがいまして、期末手当と勤勉手当それぞれ0.05か月多くなっておりますので、冒頭に申し上げました人事院勧告の概要のとおり、期末、勤勉合わせて0.1月分の引上げとなるというものでございます。

すみませんが、関連で30ページをお開き願えればと思います。

30ページが第3条関係でございます。

30ページの下から3行目の19条の期末手当から32ページ上段の勤勉手当までは、これは令和7年度以降の改正という内容でございます。

先ほど第2条関係で引上げの説明をいたしました期末手当及び勤勉手当につきましては、先ほど説明いたしました改正案が今度は右側の現行に記載されております。改正案で支給割合を令和7年度以降に平準化するという内容でございます。

期末手当で説明いたしますと、現行右側30ページ最下段に記載の6月支給が1.225か月、12月支給が31ページ上段に記載の1.275か月を左側改正案で、30ページ下段に戻りますが、1.25か月に平準化するというものでございます。

同様に、31ページ中段から記載の勤勉手当も同様に改正いたしますので、来年以降につきましては、6月、12月のボーナスにつきましては、それぞれ期末手当部分が1.25か月、勤勉手当部分が31ページ最下段に記載のとおり1.05か月の支給割合となるというものでございます。

次に、すみません、また戻って6ページをお開き願います。

6ページが給料表の改定でございます。高校卒業の初任給であります横軸の1級で縦軸の5号俸を見比べていただければと思います。右側現行で16万6,600円が左側の改正案で18万

8,000円となっているように、冒頭申し上げましたが、初任給及び月例給の若年層を重点に置いた給与改正となっているという内容でございます。

関連で行ったり来たりで申し訳ございません、32ページをお開き願います。

32ページ中段から第4条関係の給料表の新旧対照表になっております。これが令和7年度以降の新旧対照表でございます。今、6ページで説明いたしました改正案の給料表が右側の現行に移動しております。改正案の給料表は後で見比べていただければと思いますけれども、上から、例えば、来年度以降の行政給料表3級以上の各号俸は、上から4号俸、7級に行くと上から16号俸までの部分が削除された給料表となっております。給料表のアップデートをしたという内容で改正されるというものでございます。

またすみません、戻りますが、20ページをお開き願います。

20ページの第10条第2項が、冒頭に触れました社会情勢に鑑み配偶者に係る扶養手当を廃止して、その原資を用いて子供に係る扶養手当の額を第10条第3項で増額するという内容となっているものでございます。

次に、22ページからの地域手当の改正でございます。

地域手当といいますのは、転勤などで首都圏や都市部などの物価の高い地域に勤務する公務員に支給される手当でございます。

今回の改正では、22ページから23ページにかけて記載しておりますけれども、現行の1級地から7級地まで7つの区分に区分されている地域手当を改正案で5つに再編しております。また、それぞれ支給割合も見直しているというものでございます。

ちなみに、仙台市につきましては現行で6級地が改正案で4級地となっております。支給割合も6%から8%に引き上げられているところでございます。

次に、26ページをお開き願います。

26ページから28ページまでが通勤手当の支給限度額の改定等でございます。現状では、当町に該当する職員はおりませんけれども、支給限度額が現行1か月当たり5万5,000円の限度額を、28ページの下段に記載されていますとおり1か月当たり15万円に大幅に引き上げるものとなっております。

次に、30ページをお開き願います。

30ページにつきましては、管理職特別勤務手当の対象時間の拡大でございます。平日深夜に係る災害対応等での緊急時に出勤した場合、現行では午前0時から午前5時までとなっている支給対象時間を、改正案では午後10時から午前5時までと対象時間の拡大となっていると

いうところでございます。

条例の施行日につきましては、公布の日からとするものでございますけれども、先ほど7年度以降という説明もございました第3条、第4条、第6条の改正につきましては、令和7年4月1日から施行とするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 何点かお伺いします。

大幅な改正のようなんですけれども、まずもって28ページ、参考資料の中のただいま総務課長の説明では大きく変わっております通勤手当、当町には該当がないというお話なんですけれども、これをさっと見た場合、新幹線利用なのかなあということが伺われるんですけれども、新幹線で通っている人ばかりでなくて自動車通勤の人もいるはずですけれども、5万円から15万円に上がったというのできなりびっくりするんですけれども、この要因、国家公務員ですから国の制度なんですけれども、国のどのような説明だったのか、新幹線だけの通勤の話だったのか、自動車等の通勤にはどの程度反映できるのか、その辺お伺いします。

それから、32ページの表なんですけれども、ここで7年度以降の行政職給料表の中で、3級の説明した中で7級の人たち、今、7級はここの中で何人いるのか。それと、今回はざっと計算すると3万2,000円ほどアップするんですよね。一般職の場合は、先ほどの説明でちょっと聞き逃した額ですけれども、たしか1万3,000円ぐらいのアップというようなことを今耳にしたんですけども、7級の人が3万2,000円アップするということはかなりのアップ率かなあと思われるんですけども、その辺の御説明をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） まず、1点目の通勤手当の関係でございますけれども、今、議員お話しされたように新幹線通勤の部分の手当の拡大という内容でございますので、これはあくまで15万円を限度とするということでございますので、今現在、当町で、例えば、車で通っている方の手当が上がるということではない。15万円を限度としたということだけでございます、新幹線通勤のために。したがって、当町では該当ありませんがという話をさせていただきました。

あと32ページの7級が何人いるのかという御質問でございます。7級は現在3名です。先ほど冒頭で若年層を重点に給料を上げるというお話しさせていただきました。確かに1級の5

号俸に関しましては、昨年1万円上げて今年2万円以上上がりますので、2年で3万円上がったという大幅な増額でございます。ただ、これが7級に当てはまるかというとそうではなくて、先ほど3級以上から上の4号俸から、多分7号俸だと16号俸、圧縮をします。したがって、号俸がそのままの割合で上がるんじやなくて、号俸も下がって新しい号俸になるので、具体的に言うと、例えば、6号俸、7号俸、我々に関しましては、1号俸、2号俸と比べるとそんな2万円も3万円も上がるわけではなくて、例えば、上がったとしても5,000円とか6,000円ぐらいではないかなと思っています。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 若い世代の人は2年かけて3万円ぐらいのアップということなんですが、では、今アップ率を見ますと、それに近い、それ以上の、3万円以上ですから3万2,000円上がるということは、それに匹敵するのかなあと思われるんです。そうではないとおっしゃいますけれども、単純に見た場合、そのぐらいの差があるのかなあと思われます。

それと、それから通勤手当なんですけれども、新幹線の限度額が15万円だというお話ですけれども、通勤手当というものは新幹線だけではなくて自家用車にもなるわけですけれども、この町内で自家用車の15万円限度額が果たして自家用車通勤に該当するのか、しないのか、その辺もお答え願いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 車につきましては、キロ数でやりますので、何回も言いますけれども、上限につきましてはあくまで新幹線を使った場合の上限ということで御理解をいただければと思います。

すみません、先ほどの号俸の上の部分のカットにつきましては、ちょっと議案書の32ページお開き願えればと思います。

議案書の32ページに、7年度以降の行政職給料表の新号俸が記載されております。先ほど申し上げましたように、上の部分をカットしますので、7級を見ていただければ分かるんですけども、もう16、17まで1号俸という形に番は繰り下がりますので、今、お話しされたように前の号俸がそのまま行くわけではございませんので、給料は上がらないという内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 理解いたしましたけれども、今現在、通勤手当の自動車、これは新幹線なんですけれども、現行の通勤手当の最高限度額、上限は、多分、町外から来ている人たち

が該当だと思われますけれども、今後、町外から来ている人も増える可能性があるわけです
けれども、それは幾らでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 先ほど申し上げましたように、あくまでキロ数に
よって支給されますので、ですから最高限度額は5万5,000円です。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 1点、今回、この改正になって分かる範囲内で、影響額というんですか、
どれぐらいの金額ぐらいになるのか、まだ試算はできていないのか、その点を伺いたいと思
います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 影響額でございます。一般会計と特別会計合わせ
まして1億1,800万円でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもつ
て質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって討
論を終結いたします。

これより議案第46号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありません
か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第47号 南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に關す
る条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第47号南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び
旅費に關する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第47号南三陸町特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に關する条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与制度に準じ、常勤の特別職の給与を改定したいため、所要の改
正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） それでは、議案第47号南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての細部説明をさせていただきます。

議案書が43ページ、議案関係参考資料につきましては52ページからとなります。

条例改正の背景につきましては、先ほどの一般職と同じでございます。

議案関係参考資料の52ページを御覧いただきます。

第1条関係でございます。事務次官など国家公務員一般職の改定に準じまして、期末手当を0.05月分引き上げるものでございます。

また、その下、別表第1につきましては、給料月額の改定でございます。記載のとおり、特別職の給料月額を現行からおおむね1.1%引き上げ、改正案のとおりとするものでございます。

次に、53ページをお開き願います。

第2条関係でございます。これは令和7年度以降における期末手当の支給割合を平準化する改正となっております。

なお、本案につきましては、南三陸町特別職報酬等審議会に諮問し、妥当であるとの承認を得て御提案をさせていただいているところでございます。

条例の施行につきましては、公布の日からとするところでございますが、第2条関係の令和7年度以降の支給割合の改定につきましては、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

11番三浦清人君。

○11番（三浦清人君） おはようございます。

町長、お聞きしたいんですが、今、志津川地区、南三陸町全体でもいいんですが、ガソリン1リッター当たり幾らになっているでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） スタンドによって多分違うと思いますが、180円台あたりで行っているのかなと思います。（「184円とか185円とか」の声あり）そこまではちょっと、スタンド

によって違いますので大体180円は超していると思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 185円のところもあれば184円のところもあると、販売店によって様々。

この特別職の報酬に関して、議会でも全員協議会開いたんです。11月12日だったです。それから約2か月半、明日明日は2月になって3か月経過しようとしている。当時の2か月半、3か月前の経済の状況と現在、かなり違ってきてているといいますか、一般町民の物価高によります生活が非常に厳しい状況になっているわけです。そういったことも踏まえて、今回の提案ということになった理由というのをお聞かせいただきたいと。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 毎回、こういった時期になりますと、こういった給与改定ということで議案を提案させていただいておりますが、度々御質問いただきますが、こういった御提案をさせていただくということにつきましては、基本的には人効に準拠するということを私毎回お話ししておりますが、今回もそういった形の中で御提案させていただいているということです。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 人事院勧告に基づいての準拠という、さっき質問しようと思っていたんだけども、しなかったんですが、また改めて町長からそういうお話が出てくると、人事院勧告に準拠しなければならないというような法的根拠といいますか、それはあるんですか、地方公務員にも。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 今、お話しされたようにあくまで準拠ということです。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対し反対討論の発言を許します。三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 先ほども質疑にもお話ししたように、非常に物価高等々で住民が非常に生活厳しい状況に置かれております。2か月半、3か月ぐらい前まではガソリンの単価も160円だった。それが今180円台、20円も上がっている。町長は自分でガソリンを購入して車に入れる機会があるかどうか分かりませんが、非常に厳しい状況下に置かれております。果たして今のこの状況で特別職、我々も含めてですけれども、報酬を上げるということを果たして

理解してもらえるだろうか、住民に。私は非常に難しいかと思います。

したがって、本案には反対するものであります。

○議長（星 喜美男君） 次に、賛成討論の発言を許します。後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 今のような内容ですと賛成を非常にしづらい討論ではありますが、議案としては、私は議員として賛成すべき内容であると思いますので、賛成討論をさせていただきたいと思います。

民間の町民の皆さんとの経済状況、暮らし向きを我々議員、それから職員の皆さんも肌で感じて、それに沿った政策を打ち出していくということは非常に重要なことでありますけれども、こと報酬に関しましては、じゃあ職員、それから公務員特別職、議員もそうですけれども、報酬、給与というものと民間の給与というものがどのような差があるのか、具体的に調査をする。これ肌感覚とそういった人事院勧告というものは乖離はあるかもしれません、法律を変更する場合にその根拠となるべきものはそれしかないというのが現状であると思います。

ですので、報酬審議会での審査も経ている答申を受けて妥当であると受けている内容を採用しないということになると、町民の暮らしがあまり、町民の経済状況が厳しいという場合であれば、特別職の給与はどんどんどんどん下がっていってしまう。また、景気がよくなればどんどんどんどん上がっていく。それが根拠に基づかず町民の生活との肌感覚によるものであるということになれば、これはなかなか一定の基準を設けることが難しくなってしまうと思います。

ですので、おっしゃるとおり民間の町民の皆さんが納得し得るものかどうかということは難しい部分がありますが、ただ、この人事院勧告に基づいて公務員と民間との給与は決定している、比較しているんですよということを我々が逆に町民の皆さんに説明するという立場にあるのではないかと私は思いますので、本案に対しては賛成の立場から討論とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） ほかに討論ありますか。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第47号を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（星 喜美男君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第48号 南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 次に、日程第6、議案第48号南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第48号南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与制度に準じ、議会議員の議員報酬の額及び期末手当の支給割合を改定したいため、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） それでは、議案第48号南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について細部説明をいたします。

議案書は45ページからとなります。議案関係参考資料は54ページからとなります。

条例改正の背景につきましては、議案第47号と同じでございます。

議案関係参考資料の54ページを御覧いただければと思いますが、第1条関係につきましては、常勤特別職と同様に12月分の期末手当を0.05月分引き上げるものでございます。

その下、別表第1につきましては、報酬月額の改定でございます。記載のとおり、議員報酬月額を現行からおおむね1.1%引き上げ、改正案のとおりとするものでございます。

次に、55ページをお開き願います。

第2条関係でございますが、こちらも令和7年度以降における期末手当の支給割合を平準化するものでございます。

なお、本案につきましても、南三陸町特別職報酬等審議会に諮問し、妥当であるとの承認を得て御提案をさせていただいているものでございます。

条例の施行につきましては、公布の日からとするものでございますが、第2条関係の令和7年度以降の支給割合の改定につきましては、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対し反対討論の発言を許します。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今回、やはり特別職常勤の人たちのもただいまありましたけれども、やはり世論の見方を我々議員は注視するのが一番かなと思われるんです。そうした中で、今年度は選挙もあります。町民がやはり5円、3円のところで生活している状況の中で議員報酬を上げるということは、自分、自らも申し訳ないということが否めないので、やはり本案については反対とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 次に、賛成討論の発言を許します。後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 賛成討論をさせていただきます。

何と申し上げたらいいか、世の中の経済状況を無視して自分たちの報酬を上げようというような条例改正ではありません。全国的に見て、データに基づいて人勧の格差を是正する人事院勧告に倣って地方公務員の給与が改定される、それにならって特別職が改定される、それにならって議員の報酬がということ。

私も数年前、議員自らの報酬は給与とは違うと、報酬でありますから、それぞれの働きぶりに合わせて自分たちが議決権を持っているわけですから自分たちで決めるべきだというような考えに立って、期末手当の引上げであるとか期末手当の改定に反対したこともあります。

ですけれども、そこから経済状況をじやあ町民の暮らしぶりに合わせて議員の報酬も変動させようということになれば、じやあ誰がどう調査して、それは何か月置きに改定して、どこまで上げ下げをリンクさせればいいのかと、これは非常に難しい問題であると考えます。

いみじくも、この後、我々の任期がもうすぐというようなこともあります、私は、そのことはこの改定とはむしろ全く関係がないといいますか、今その話をするのは非常にセンシティブなのではないかなと考えますので、私はそこは全く意識はしませんが、今回の議員報酬の期末手当に関する改定というものは、客観的データ、論拠に基づいての改定でありますから、人勧の給与格差が縮まった、もしくは公務員が給料もらい過ぎであるということになれば、それに連動して期末手当も下がるわけですから、私はこの条例改正には一定の正当性があると捉えておりますので、賛成の立場からの討論とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） ほかに討論ありますか。三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 住民の要望あるいは要請、我々議員、代弁者として議会でいろいろな発言をさせてもらっています。そのときに、答弁の大部分が予算、財源という言葉が出てき

て、なかなか住民の要望どおりにはいかないというのが実情であります。この間、12月の一
般質問の中でも子育て支援の質問をさせてもらった際にも、予算とか財源とかという答弁が
返ってきたわけです。

そういう中で、これは我々議員の報酬なんですかけれども、住民の方に予算がないからなか
なか難しいですよという話をせざるを得ない。そういう中で、自分たちの報酬を上げるの
はどうなんだというのは、これ当たり前の話なんです。

この間も行政区長さんたちとの懇談会ありました。ある地区の行政区長さんにはっきりと言
われました。役場にお願いしてもさっぱり予算がないと返されると、自分たちの報酬はどん
どん上げるのかと、そういう言葉を直接言されました。

そういう言葉も聞いておりますし、果たして時期的にどうなのかな。先ほども申し上げまし
たように、果たしてそういった住民の方々から理解が得られるのかなあという思いから、こ
れに対しましても反対の討論といたします。

○議長（星 喜美男君） ほかに討論はありますか。賛成討論の発言を許します。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） じゃあ、賛成の立場から討論させていただきます。

先ほど前議員も言ったように、議員報酬に関しては給料ではなく働きぶりに合わせての報酬
ということも言われました。

そこで、私、今回、異例のような形で賛成討論させていただくんですけれども、実は議会で
も、昨今はあまりないんですけれども、議員報酬の見直しということでいろいろ動きもあり
ました。その際、私は、以前ですと孫の子守をしながら議員やっているという方たちもいっ
ぱい見受けられる中で、やはり昨今、議員の成り手不足というんですか、そういったことも
鑑みて、やはり家庭を持っている方たちでも、安心してという言い方もおかしいんすけれ
ども、活動できるようなそういった報酬額も私は必要だと思っています。もちろん大幅な見
直しも必要だと思っています。

そういうところから、今回の改定は僅かと言ったら変な言い方なんですけれども、少しの
見直しがなされているわけですけれども、私としては、小さな見直しじゃなくて大きな見直
しをする第一歩のような形で受け止め、苦渋の決断をさせていただき、賛成とさせていただ
きます。

○議長（星 喜美男君） ほかに討論はありますか。（「なし」の声あり） ないようであります
ので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第48号を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の

諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（星 喜美男君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時30分といたします。

午前11時09分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第49号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第49号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第49号工事請負変更契約の締結についてを御説明申し上げます。

本案は、令和6年度志津川中学校トイレ改修工事に係る請負変更契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案第49号工事請負変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

議案書は47ページとなります。

契約の目的、令和6年度志津川中学校トイレ改修工事でございます。

契約金額、変更前1億5,400万円、変更後1億5,510万円、110万円の増となるものでございます。

契約の相手方、志津川建設株式会社でございます。

議案関係参考資料56ページをお開きください。

こちらのほうには、変更の主な内容として掲載をさせていただいてございます。

今回、増額となりました部位につきましては、屋内運動場女子トイレの既設の土間配管の補修が必要になったということでございますが、この箇所におきまして排水管のほうの老朽化等に伴う漏れが発見されたということでございまして、土間配管V P 100、8メートル、V P 65、8メートルをそれぞれ撤去、新設するものということでございます。

57ページをお開きください。

57ページには、今回の変更後の位置図を添付させていただいてございます。

もう1枚お開きをいただいて、58ページを御覧ください。

58ページには、今回変更の対象となる排水管の入替えの範囲、平面図ということで添付をさせていただいてございます。

59ページには、工事請負変更仮契約書を添付させていただいてございます。

以上、簡単ではございますが細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点お伺いします。

排水管の漏れというただいまの説明でしたけれども、設計の段階でこれが分からなかったのかどうか、その辺をお伺いします。当然、これ改修工事だから土の中の分も撤去とかそういうものを水道とかそういうものも考えられると思うんですけども、その辺、設計の段階で分からなかったのか、その辺をお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今回の改修は、建物内部の1階から3階までのトイレ設備、それに附属します排管その他、器具類の老朽化、あとは昨今の水洗化ということで設計を行ってございます。今回の対象箇所につきましては、一番末端の部分ということで設計の範囲に入つてございませんが、施工している中で最終的な確認の際に漏水箇所があるということが判明したことから、今回、変更で改修をするというものでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 末端であれば、やはりこれは掘ってみるとかそういうことが必要でないのかなと。そこまで分からなかったから今回追加でとなるんですけども、やはりそこを管理していくのが、設計図面を見てやっていかなきゃならないことではないかなと思われるんですけども、その辺どのようなお考えでいるのか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ちょっと図面では分かりづらいんですが、58ページを御覧いただきたいと思います。

まず、女子トイレからの排水管が、図面見まして右側のほうに2条伸びてございます。この排水管がすぐ出た先が体育館の廊下となってございます。廊下はコンクリート仕上げの上にビニール仕上げというような構造となってございまして、なかなかそういうのは、掘って確認を何でしなかったんだという話ですが、なかなかちょっとそういうわけにはいかないと。ただ、外に面する部分、廊下の下側ということになりますが、そちらのほうもミーティングルームということで、床の構造は同様の構造となってございますので、設計等の段階で何で掘って確認しなかったんだということでございますが、なかなか掘って確認できるような状況にはないということで、今回、あくまで内部の設備更新という趣旨でやってまいりましたけれども、最終的には、末端ここだけに限らず念のために漏れ等がないかという確認をした結果、この体育館の女子トイレのみ漏れがあったということで、今回の変更で改修をするとということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今回の増額が110万円なんですけれども、ここだけでなく老朽化している建物なのでなおさらこういうこと、ほかは当たったんでしょうか、漏水箇所を。ここだけ漏水箇所あったのか。

なぜ聞くかというと、やはり老朽化の建物であると土の中ふだん見えないので、こういう調査というものは必要不可欠だと思われるんです。今、追加で110万円ですけれども、新たなどころが出てきて掘るとなると、この額では済まなくなると思うんです、新しい校舎でないの。その辺、お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今回は、外部ではなくて建物内部というのに視点を置きましての改修でございまして、屋体のトイレ以外にも教職員用、あとは生徒さんが一般的に使います校舎のほうの屋内同様の屋外排管についても調査をいたしましたが、そちらのほうは漏れがなかったと。漏れがあったのはこの1か所ということでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第49号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第50号 令和6年度南三陸町一般会計補正予算（第5号）

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第50号令和6年度南三陸町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第50号令和6年度南三陸町一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金をはじめとする国の補正予算に関連した事業の所要額のほか、人事院勧告に伴う給与改定による経費等を計上したものです。

細部につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 議案第50号令和6年度南三陸町一般会計補正予算（第5号）の細部説明を申し上げます。

補正予算書の2ページを御覧ください。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,244万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ124億2,463万8,000円とするものでございます。

次に、3ページからの第1表歳入歳出予算補正について、款ごとの構成比を申し上げます。

まず、3ページの歳入の11款地方交付税34.9%、15款国庫支出金14.9%、22款町債10.1%、補正されなかった款項に係る額につきましては40.1%でございます。

4ページ、歳出でございます。

1款議会費0.9%、2款総務費21.7%、3款民生費20.0%、4款衛生費10.2%、5款農林水産業費9.5%、6款商工費3.1%。

5ページをお開き願います。

7款土木費6.7%、9款教育費11.7%、12款予備費0.7%、補正されなかった款項に係る額に

つきましては15.5%でございます。

次に、6ページ、第2表債務負担行為補正3件の追加でございます。

いずれも今年度末で契約が満了いたします役場庁舎、歌津総合支所、総合ケアセンターの施設管理業務委託に係る令和7年から令和9年まで3年間を期間として債務負担を設定し、年度内に契約を締結し、施設の管理を委託するものでございます。

次に、7ページをお開き願います。

第3表地方債補正の変更でございます。

1点目の水道事業一般会計出資債につきましては、水道事業会計で行う水道管路緊急改善事業の今年度国補正分の補助金が追加交付されたため、限度額を変更するものでございます。

2点目の漁港整備事業につきましては、県漁港施設機能保全事業負担金として波伝谷漁港と志津川漁港の整備負担金に漁港機能保全事業債を充てるため、増額の変更を行うものでございます。

続いて、予算の詳細を説明いたします。

11ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

上段の11款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税、説明欄の普通交付税、補正額1億727万4,000円の増額につきましては、人事院勧告及び臨時財政対策債償還金等に伴う普通交付税再算定などによる増額でございます。

その下、15款2項国庫補助金1目総務費国庫補助金につきましては、説明欄記載の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金9,537万4,000円につきましては、歳出で説明いたしますが、この交付金を活用し、エネルギー、食料品等の物価高騰の影響を受けている町民及び事業者の暮らし、生活、仕事を支援する各種補助事業に充当いたします。

下段の22款町債1項町債につきましては、地方債補正の変更でも触れましたが、1目衛生費の1,780万円の増額補正につきましては、滝浜地区水道管路工事に係る一般会計出資債でございます。

その下、2項農林水産業債1節漁港整備事業債7,200万円の増額補正につきましては、県営志津川漁港及び波伝谷漁港機能保全事業負担金に町債を充当するものでございます。

続いて、12ページからの歳出でございます。

今回の補正予算につきましては、人事院勧告に伴う職員給与及び手当の補正及び国の物価高騰対策に伴う各種補助事業に係る補正が主なものとなっておりますので、先ほど議案で説明

いたしました職員給与費等の人物費については、おおむね増額補正となっておりますが、一部マイナス補正につきましては、年度内での職員の異動等による減額となるものでありますので、それらを除いた物価高騰対策7事業及び増減の大きな項目についての細部を説明いたします。

なお、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業の詳細につきましては、議案関係参考資料の60ページ、61ページに詳細を記載しておりますので、併せて御覧いただければと思います。

それでは、科目別に説明いたします。

まず、13ページをお開き願います。

上段の2款総務費1項総務管理費5目財産管理費24節減債基金の2,889万1,000円の増額につきましては、歳入で触れました普通交付税再算定において、臨時財政対策債償還基金として算定された当該金額を減債基金として積み立て、令和7年と8年の臨時財政対策債償還費に充当するものでございます。

次に、16ページをお開き願います。

16ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費19節扶助費3,690万円の増額補正につきましては、説明欄記載のとおり、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金1世帯当たり3万円を対象1,230世帯に給付するものでございます。

次に、17ページをお開き願います。

同じく3款2項児童福祉費1目児童福祉総務費19節扶助費200万円につきましては、18歳以下の子供加算給付金として2万円を非課税世帯対象約100名に交付するものでございます。

次に、19ページをお開き願います。

19ページ最下段、4款衛生費4項上水道費1目上水道費23節投資及び出資金1,775万2,000円の補正につきましては、歳入で觸れましたが、滝浜地区水道管工事に係る水道事業会計出資金でございます。

次に、20ページでございます。

5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費18節負担金補助及び交付金141万3,000円の燃油価格高騰対策支援事業補助金につきましては、対象の施設園芸農家11世帯に対し、燃油購入費用の一部を補助するものでございます。

その下、4目畜産業費19節扶助費の飼料等価格高騰対策支援金につきましては、対象の畜産農家37経営体に対し、飼料購入費用の一部を給付するものでございます。

次に、21ページをお開き願います。

同じく5款3項水産業費2目水産業振興費19節扶助費1,889万5,000円の給付につきましては、漁協正組合員に対し、市場水揚額などに応じ対象漁業者約500名に対し補助するものでございます。

その下、同じく3目漁港管理費18節負担金補助及び交付金7,200万円の増額補正につきましては、歳入で説明いたしました県営志津川漁港及び波伝谷漁港機能保全事業の負担金でございます。

次に、22ページ、6款商工費1目商工費中段に記載の2目商工振興費19節扶助費3,070万円の補正につきましては、説明欄記載の1点目、運送業者燃油価格高騰対策支援金1,170万円は、町内に本店、支店、営業所を置く運送業者に対し、事業に要した燃料の購入費用の一部を支援するものでございます。対象は10社、車両台数は約130台を見込んでおります。

2点目の高圧電力利用事業者電気料金支援金1,900万円は、原油価格の上昇に伴う電気料金の高騰が町内中小企業の経営を圧迫していることから、電気料金の一部を支援するものでございます。対象はおおむね50社、約60施設でございます。

次に、25ページをお開き願います。

25ページ最下段、9款教育費3項中学校費3目学力向上対策費1節報酬236万円の減額につきましては、外国語指導助手1名の異動による減額補正でございます。

次に、27ページをお開き願います。

27ページ、9款5項保健体育費4目学校給食費10節需用費360万円の増額につきましては、賄材料費の物価高騰によるものでございます。

以上、歳出の細部説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。ありませんか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、忘れないために後ろから。ページ数が27ページ、予備費3,948万8,000円取っておりますけれども、この内訳を御説明願います。

それから、25ページ……。

○議長（星 喜美男君） 及川議員、ちょっと暫時休憩をいたします。

午前11時52分 休憩

午前11時52分 再開

○議長（星 喜美男君） 再開します。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 分かりました。じゃあ、増額ということで。

それから、25ページの報酬236万円減額しております。外国語指導員の異動ということなんですけれども、その異動が終わっていくだけなのか、この方が辞めたことによってそこに誰も入らないのか。減額ということはそういうことだと思いますけれども。それで学校としては不自由がないのかどうか。

それから、14ページの選挙費の中で減額なんですけれども、これ去年の衆議院議員選挙の精査だと思われますけれども、たしか去年も減額補正した記憶があるんですけれども、それもっとこれあったのか、最後の精算なのか、その辺お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） それでは、25ページの外国語指導助手の報酬についてお答えさせていただきます。

まず、当町の外国語指導助手は小中学校で3人で担っていただいております。それで、減額の理由につきましては、総務課長説明のとおり異動に伴うものなんですけれども、昨年、令和6年の3月末で退職なされた方がおりまして、4月から次の方が任用になったのが8月だったんですけども、4月から7月までは2人体制で行っておりました。その報酬の差額の分が減額ということに今回なっておりまして、現在は3人体制に戻っておりますので、小中学校の学習面では支障がなくできている状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 14ページの職員手当の減額の部分でございますけれども、議員の話されたとおり最終の精算が終わりましたので減額をしたという内容です。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 外国語指導助手の件は、途中8月からは3名になって、4、5、6、7の4か月分の減額で236万円なんですけれども、かなり多い額と思うんですけども、その辺は4か月分と解してよろしいですか。8月からは3名体制になっていますよねということで。かなり大きな減額なので、その辺、心配するわけです。

それから、3名体制になったので今は支障がないということですので、それは安心しました。

それから、選挙の関係ですけれども、これが最終的な減額補正ということで、それも分かり

ました。あとはほとんど人事院勧告による人件費の増額ということの説明のようですがそれとも、今後、最終補正がまた3月あると思われますけれども、それとまるつきり別個という考え方でよろしいですか。今回は人事院勧告の増額分であるということで。今後、3月の補正というものは職員の精査、残った残予算の減額になるのかなと思いますけれども、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） あくまで今回は人事院勧告による増額。あと減額の部分に関しましては、例えば、育児休暇という部分の中で、残念ながら復帰しないでそのまま2年目に育休を取るという方の部分は、当初から取っていましたので、また育休取るという部分の方の減額という内容となっております。

ですから、3月の整理予算等につきましては、今度は事業の進捗状況、あとはもしかすると若干人件費の整理の部分ではあるかもしれませんけれども、議員おっしゃったような形での内容というところでございます。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 外国語指導助手の減額の補正についてお答えさせていただきます。

当町では、JETプログラムということで、国際的な交流プログラムを活用して外国語指導助手を任用させていただいているんですけども、そのJETプログラムの中で報酬についても取決めがございまして、1年目の報酬額と、例えば、2年、3年、4年、5年となっていくごとに少しづつ報酬が上がっていくようになっておりまして、先ほど退職された外国語指導助手がありましたというお話をしさしあげたんですけども、その方は4年目の方でしたので、当初予算の算定に当たっては4年目の報酬額で算定しております、8月からの方については1年目ということになりますて、そういったことも報酬の差額として大きな減額につながっているというところでございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。（「はい」の声あり）じゃあ、お待ちください。

ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時09分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番須藤清孝君が退席しています。

先ほどの及川幸子君の質疑に対しまして、総務課長より訂正したい旨の申出がありますのでこれを許可します。総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） すみません、先ほど2款4項の選挙費の中で、私が選挙費については精算済みだというお話をさせていただいたんですけども、正確に言うと、精算は終わってそれを県に提出しているんですけども、その確定はまだ来ていない。今回、予算書に上げさせていただいたのは、あくまで人事院勧告分と、あとは時間外勤務手当。人事院勧告関係ない時間外勤務手当への確定した部分は、今回、補正として載せましたけども、そのほかの委託料ですとか需用費に関しましては、確定の通知が来次第、3月の整理予算で上げさせていただきますので、すみません、訂正をさせていただきます。失礼しました。（「人件費もあるということですね、その精算によって、若干」の声あり）あるかもしれません。

○議長（星 喜美男君） よろしいですね。

それでは、質疑を続行いたします。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 関係資料のほうで伺いたいと思います。

課長、先ほど各種低所得世帯支援及びエネルギー高騰等の件数その他で説明いただきました。そこで伺いたいのは、以前もたしか同じようなエネルギー高騰その他でこういった分かりやすい参考資料出たと思うんですけども、そこで、以前出た世帯数なりそういったやつと今回こういった発表になったやつで動向というか、そのところをお分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 何、対象者の動向ということ。（「以前から増えたか減ったか」ということ」の声あり）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） ここ数年、新型コロナ対応の給付から始まり、今回、物価高騰ということで給付を続けておりますけれども、それぞれの実績を申し上げますと、令和3年度が1,052件、令和4年度が1,110件、令和5年度が1,114件となっておりまして、今回、この予算上では1,230件ということでその数は上げさせていただいているといったところでございます。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君）では、私のほうから施設園芸、それから飼料、それから漁船の燃油高騰の分、3点お話しさせていただきます。

最初に、施設園芸のほうでございますが、今回の対象は11戸ということでございますが、大変申し訳ありません、細かい数字はちょっと今手元にないんですが、認識としてはコロナの頃とほぼ横ばいの戸数だろうという認識を持っております。

それから、飼料高騰のほうでございますが、今回は37経営体対象でございます。手元にある資料ですと、令和3年ですと44経営体でございましたので、こちらのほうは若干減っているのかなあというところです。

それから、漁船の燃油高騰対策ですが、こちらは今回498名の方を対象として想定しております。こちら昨年ですと504名の方に交付させていただいておりますので、こちらも若干減っているのかなあというところでございます。

○議長（星 喜美男君）商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君）商工観光課のほうでは6番運送事業者、7番の中小企業者等になりますけれども、こちらはほぼ、令和4年、5年と同事業を実施しておりますけれども、横ばいというような形になっております。

○議長（星 喜美男君）今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君）いろいろあれしたんですけども、低所得世帯の分に関しては、だんだん増えているという答弁だと思います。

あと物価高騰のほうはほぼ横ばいとか、あと農林関係だと減っているようですけれども、そこで伺いたいのは、農林関係で減った要因というか、廃業とか、それとも業績がよくなくて今回というかだんだん減ってきてているのか、そこをもし分析されていたら伺いたいと思います。

あと低所得に関してはだんだん増えているわけですけれども、状況的にはこれからどんどん増えていくのか、それとも横ばいなのか、難しいかもしれませんけれども、見通し等を伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君）農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君）先ほど申しましたとおり、令和3年から比べると7件ほど減っているという状況です。肉牛のほうはほぼ横ばいなんですが、やはり乳牛経営者の方の減少というのが多いということになっております。乳牛の場合は肉牛に比べてかかる経費が多いと。当然、乳を絞るための機械であったり体を冷ますための扇風機だったり、そういう電気

代の高騰というのもかなり影響があるだろうというところでございます。それで、基本的に酪農家の方々の減少が多いというような現状でございます。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） 低所得者ということで、前提となるもの、支給の前提となるのは非課税世帯ということですので私のほうからお答えいたしますと、年々、非課税世帯が増えているといいますか、ここ数年は大体今1,200世帯を上下しておりますが、当然、非課税世帯に当たっては前年の所得でもって判定しますので、前年の所得が低ければ全体的に非課税世帯も増えますし、所得が高ければ非課税世帯が逆に減るという形になりますので、ここ数年の状況ですと若干所得が減っている状況がありますので、非課税世帯も微増という形に見えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 大体町内、大変なというかそういった状況だということは分かりました。そこで最後伺いたいのは、できれば町長に伺いたいんですけども、午前の議案で約1億円ぐらい職員の方の給与が増えたという議決だったんですけども、そこで人事院の準拠というわけなんですかけども、やはり町長は商人というか商売人ですので、そこで伺いたいのは、1億円増えた分、その分住民サービスを、例えば、商売だと1億円の利益を得るのに売上げとして4億円、5億円、下手すると10億円必要だと思うんですけども、そういった状況の中で、町長、さらなる住民サービスの向上を、心新たにというわけではないんですけども、していく考えがあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回の増えた分については、これはもう交付金で入りますので直接的な影響というのはございませんが、いずれ新年度の予算については、いろいろ積み上げて新しい政策も含めて今考えておりますので、今、この場所ではちょっと御容赦をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。6番後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業、長いですけども、物価高騰の事業について、総括的にというか全体的なことをちょっとお伺いしたいんですけども。国から予算が出ますよと。認識だと、国が3回目まで予算確保していて、今回2回目というような認識かなと思うんですけども、まずその認識で合っているのかどうかちょっと確認をしたいんですけども。もう1回、第3回の締切りはもう過ぎていて、交

付はまだというような状況なのかなあと思っているんですけれども、ちょっと認識が違えば御指摘いただきたいと思いますが、どういう状況でしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 今回の交付金につきましては、国の令和6年度補正ということでございまして、なかなか何回目という区切りをどうするかという部分は難しいところがあるんですけれども、今後といった部分について何かしらが示されているかといえば、今の段階で示されていないということでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 分かりました。

今回の参考資料見ますと、大体7ジャンルに対して支援が入るということですけれども、町内の産業全てかというとそうでもないという意味で、効率的、より効果が高い、もしくはより困っている皆さんに手を差し伸べるという意味では、ある程度の取捨選択があったのかなと思うんですけども、その辺りどういう議論の経緯でこの7つに絞り込まれたのか。

私は、てっきり国に対して予算要求するときにはもうちょっといろいろな部分も、ほかの分野もまとめてというか、ほかの分野も要求したけれども、これとこれは駄目ですよみたいな、そういう査定があったのかなと推測したんですが、そうではないとするならばどのような絞り込みがあったのか。

特に、影響を受ける部分としていろいろなジャンルありますけれども、農業と漁業はあるんですけども、林業は入っていないんですね。やっぱり燃料が、油代が上がれば、重機を動かしたり機械を動かしたりする林業関係者もやっぱり燃料代というのは困るところではないかなと思います。

もう一つ、地域を支えるという意味では、医療、介護ジャンルでも、人件費はちょっと関係ないかなと思うんですが、光熱費であったり、そういう意味では町内事業体あると思います。中小企業に対しての支援というのはありますけれども、担当課が商工観光課とありますから、恐らくそういう福祉ジャンルの事業体に対しての支援というのは入っていないのかなと思うんですけども、その辺りもやっぱり国の予算のメニューに入っているのであれば要求できるのではないかなと思ったのがもう一つ。

もう一つ、細かいことですので先に言っちゃいますと、運送事業者に対してというのは公共交通も入っているんでしたっけ、これは。そこの確認だけしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） まず、制度そのものの大枠の部分について、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

議員お話ございましたとおり、国のほうの重点支援地方交付金の推奨事業メニューというものは、いわゆる低所得者世帯支援といった部分の枠とは別に各種メニューが、枠的には示されてございます。

御参考までに御紹介申し上げますと、生活者支援といった部分につきましては、エネルギーや食料品価格等の物価高騰に伴うといったことで、どちらかといいますと低所得世帯支援枠と似通った形のようなメニューが羅列されている状況でございます。

一方で、事業者支援といったことでは、推奨事業メニューとして大きくは4つのジャンルといいますか区分がなされてございまして、お話ございました医療等についても、物価高騰対策支援ということで、一例といたしますとエネルギー価格の高騰分などの支援ということで、いわゆる特別高圧受電施設を有する場合は支援の中に含める対象として見ることができるものというお話をなされています。

また、御指摘の農林水産業といったことでも物価高騰対策支援といったメニューが示されてございまして、一番柱とされてございます配合飼料の部分ですとか、あとは農林水産物の生産あるいは加工、貯蔵、そういう施設のエネルギー対策等に充てると。

もう一つが、本町でも採用してございますけれども、大きく言えば中小企業等に対する全体的なエネルギー対策支援を行ってくださいということがなされてございます。

そうしました中で、国の今回の補正予算を受けまして、当課のほうで歳入を担当させていただいてございますけれども、様々担当課、関係課とお話をさせていただき、また関係団体のほうから実情等をヒアリング等させていただきながら、今回につきましては、ページとすれば60ページの3番以降のメニューになりますけれども、そちらのほうを選択させていただいたというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 林業も含めて選択したということですので、だから要求したけれども認められなかつたという話じゃなくて、そもそもそういうところに絞り込んでいったということだと思います。

多分、同じような資料を、今、御紹介いただいたやつを私も確認しているのかなと思うんですけども、最後までお答えがなかつたのでもう一度お伺いしますが、運送業者に関して言

うと、地方公共交通に対しても支援メニューがあるよというような書きぶりで私は資料を読み解いたんですけども、今回の資料で言えば6番、運送事業者への支援の中に、荷物、貨物を運ぶ人だけじゃなくて人を運ぶ事業者体もこの中に入っているんですかというようなことをちょっとお伺いしたかったんですが、お答えがなかったので、入っているの。いや、ちょっとすみません、3回目なので、入っている。（「タクシーとか入っています」の声あり）入っている。

地方公共交通の継続していくというところ、いつもなかなか運賃だけでは賄えませんよというような、乗り合いバスとか、という議論がいつも出ますので、ぜひ、そこに対して今回補助金というか支援が入っているのであれば御紹介いただければなと思ったんですけども、乗り合いバスとなるとまた色合いが違うので、それは駄目ですという話なのか。ただ、私の中では、町民の足ですからそれを継続していくためにもこういう支援が使えるのであれば、それは当然支援は入れていったほうがいいのかなと政策的には考えたんですけども、どういう立てつけになっているのかというところを最後に御解説いただければと思いますが、いかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） お答えをさせていただきます。

議員お話ございました地域公共交通ということで、当課で直接的にいわゆるデマンド運行といった部分、路線といいますか形と、従来どおりの定時定路線ということで町内の事業者の皆様に御協力をいただきながら展開をさせていただいているというところでございます。

今回、運送事業者への支援という部分で、当該事業者の皆様の事業が該当になるかならないかといった部分については、先ほど商工観光課長からお話ございましたとおり、高騰分に対する手当といいますか、そういう形での仕組み上はなるかと思います。

一方で、町のほうから事業者の皆様の運営というのは、議員お話ございましたとおり運賃収入をもって都市部のように黒字化できるかというと、なかなかそれはデマンド等を広げていっても到底困難であるという事実がございます。

ですので、こういった国の支援等を事業者様としてお使いいただく分で、結果として町からお出しをさせていただく負担金の増える分が幾らか圧縮されるといった程度はあるかと思うんですけども、この交付金の支援をもって全体的な何かしら経費の支援といったことにつながるかというと、なかなかそれは難しいと考えてございます。

ですので、若干お話をずれるかもしれませんけれども、来月から新たに荒砥線といった形でデ

マンド拡大をいたしますけれども、やはり利用者の増加等のそういういた策を図っていくことが地域公共交通の維持といった部分でも大きく作用してくるんだろうと現段階では考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 私からも1点お伺いしたいと思います。

後藤議員とちょっと質問が若干かぶる場合もあるかと思うんですが、先ほどのやり取りの中では、ほかの推奨事業メニューについてもいろいろ検討はしたけれども、今回こういう選択になったという御答弁だったかなと思います。

ただ、新型コロナから始まって物価高騰エネルギーの交付金についても、すみません、言い方悪いかもしませんが、あまり代わり映えしないメニューかなという印象もちょっと持つていて、どこの業者も苦しいですし、第1次産業についても、今回は飼料と園芸となっていますけれども、じゃあほかの分は私たちどうなのというのは、やっぱり声としてはあると思うんです。

いろいろ検討された中で今回こういうメニューになったということなんですけれども、先ほど林業のお話はあったんですが、もう一度お聞きしたいんですけども、推奨事業メニューの中に、医療とか福祉分野についても民意としては推奨されていると思うんですが、この分野もやむを得ず今回は対象から外れたという理解でいいかどうか、そこをお答えいただけますか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） お答えをさせていただきます。

お話をございましたとおり、事業者支援の1つとして1番目に医療、介護、保育施設等への支援といったことが示されてございます。

お話をございましたとおり、先ほども申し上げましたが、今回、こういった推奨事業メニューといったものに照らしながら、我々のほうでいろいろと関係機関の御意見も伺う等しながら選択といった形でさせていただきましたので、様々な団体等からいろいろな要望等が出ているといった情報も入ってございますけれども、今回の支援事業の枠としては組まなかつたといった結果でございます。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） すみません、介護、福祉という部分のお話を出ましたので、1点だけ補足をさせていただきます。

2年ほど前、当課において介護施設の光熱水費をこのような補助金を使って給付というところはあったので、今回も検討というところでは行ってきたわけなんですかけれども、既に宮城県のほうで高齢者施設エネルギー価格高騰対策事業補助金というのが創設をされておりまして、基準日が令和6年12月1日ということで既にこちらの事業が行っておりましたので、町としては県のところでということで、いずれ介護施設についてはこの県の事業について既に把握をしていると思いますので、そういったところで町のほうからは下ろさせていただいたというところです。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） こうやって実は資料をすごく読み込んでいかないと、なかなか、例えば、前回はあったけれども今回のないのみたいな話にもどうしても出がちですし、また、今までやっぱりカバーし切れていないところも多分にあると思います。どうしても算定基準もあって対象メニューもある程度は示されているのでその中でやるしかないというのは、また理解するところではあるんですけども、では、こうやって交付金のほうは何回か補正で出ていますけれども、結局、これも言い方悪いかもしませんが、要はいろいろどんどん状況がよくならず悪くなっていく中で、出血止まらないけれども輸血中な状態というのは、ちょっとこれも感じるところではあるんです。

そういう意味で、例えば、交付金の性質をどうしても国が決めたものが下りてくるにせよ、何かこちらから逆にこういったところで困っているとか、こういったところを変えてほしいとかという動き方というのは、これは町単独でももちろん難しいとは思うんですが、どういうふうに動いていけばいいかなと私も考えているんですけども、そういう動き方というのをお考えになっているかどうか、ちょっとその点お聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 今回のこのような特定のといいますか、時限的な交付金に限定した要望ですか意見を述べるというのはなかなかないんですけども、一方で、例えば、町村レベルで構成されている町村会ですとかそういったところで幹事会等で担当課長集まりますけれども、様々な情報交換等もしながら、そういう団体をもって、国あるいは県といったところに財政支援的な枠組み的な部分について要望活動といったものもなされてございますので、現実的には、町村の声としてお届けするといったラインはそういう仕組みを使うしかないのかなと現段階では考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 分かりました。

そういうところのある意味こちらからボールを投げるというアクションもぜひお願いしたいところでありますし、また一方では、下りてくるのはこれからもあるんだろうと思います、こういった交付金については。

同時に、町としては、先ほど例えで出血とか輸血の話しましたけれども、やっぱり基礎体力とかやっぱり自己免疫、要は町自体、私は自治体の体力をつける取組というのもやっぱり必要ではないかなと。要は、入ってくるのでまず止めるほうも大事かなというところで、そこは3月で予算審議しますけれども、ぜひ、そういう考えも持っていただきたいなという要望みたいな形にして、質問を終えたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。三浦清人君。

○11番（三浦清人君） ページ数は12、14、15、22に掲載になっているんですが、職員の時間外手当なんですが、プラスマイナス、やったり取ったりといいますか、ありますよね。そのプラス面ですが、今年度、あと2か月しかないの、3月まで。それで100万円、どんな仕事、何に使うのか、2か月で100万円の残業手当というのは。時間外手当。総務課長。どうなっているの、一体。どんな仕事をさせるの。何十、何百時間、何十時間。2か月ですよ、あと3月まで。その辺。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 今回、今、御質問のありました時間外の考え方なんですけれども、これも人事院勧告で過去に遡りますので、職員の単価が上がればおのずとその単価で時間外が計算されますので、その分上がっていくという仕組みでございます。

したがって、過去に時間外で、過去にも上げておりますけれども、それぞれ職員の単価も上がっていますので、それに伴って時間外も計上されるというふうな、これ時間外だけでなく、あと先ほどお話しした期末、勤勉もそうですし、通勤手当ですか退手組合の負担金もそうなんですけれども、あくまでも過去に遡って対象になりますので、その分、今回も計上させていただいているというところです。

そのほかにも、当然ながらこれまでの実績に伴って1月から3月までの間必要だろうという部分も当然計上されておりますけれども、大きいのは、先ほどお話ししましたように人事院勧告によって過去に遡って単価が上がっているので計上させていただいたという内容です。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 今回、人事院勧告に基づいて賃金といいますか上がりましたと。その上がった分は遡ってまで支給しなくちゃならないというようなお話ね。そうすると、いつまで遡るんですか。いつまで遡って、今まで上がる前は前の金額で支給していたんだけれども、遡って差額分を支給しなさいということですか。

だから、じゃあ、そいつ幾らになるの。遡ってどれぐらいの金額になるのか。これ意味が分からないわけです。今後、2か月でどれぐらいの見通しをしているのかです。マイナス面は選挙費用とかなんかで分かるんだけれども、ただ、今、私聞いているのは、そのほかのことではなく、時間外手当のことだけで今聞いているんです。分かりますか。だから、遡るのはいつまで幾らぐらい遡って支払わなければならぬのかということです。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 遠る期間に関しましては、去年の4月からの分から遡ります。

ただ、ではどれぐらいかという部分に関しましては、当然、職員の単価それぞれ違いますので、人事院勧告でお話ししたように、当然ながら若年層は2万円、3万円上がりますので、その分の時間外が遡って上がるということになりますし、もともと高い職員もおりますので、その部分の単価で時間外が計算されますので、今回のトータルの金額。だから、遡って出る金額と今後予想される金額というのは、今、この現時点での資料はございませんのでその区分というのはつけられないんですけども、トータルで今回計上された金額が上がるというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 分かりました。

ただ、議場でそういう質問が出るということを想定しなきゃならないと。その内訳を持ってこなきゃならないんです、ここに。そういう質問した場合はこう答えなきゃならないという想定はできなかつたですか。そこなんだ。だから、こういう質問が来たら、あ、これまでの遡ればこれぐらいですと、これから想定される時間外はこれぐらいです、だから100万円の計上しましたと、それぐらい答弁するのは当然のことだと私は思うんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 大変申し訳ございませんが、それを計算するとなると、職員個人一人一人の単価を計算しなければございませんので……。各課で計上されて

いる内訳ということでしょうか。（「意味がない」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） いやいや、ここに金額がうたってあるのね。議案書の内訳としてこれをやりますから認めてくださいという議案書なのね。それは認めるけれども中身はどうなんですかという質問なんです。それは分かりますよね。だから、個人個人、誰が何ぼ出すのかって聞いていないの。100万円の内訳で、だから、さっきも言ったように、遡った金額はこれぐらいですと、これから想定される残業はこれぐらいですということだけなんです。何もそんな個人情報云々かんぬんではないのさ。ねえ、町長、そう思いますけれども。おかしくて分からるのは俺もおかしいのか。その辺だ。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 皆さんにお示ししている数字につきましては、基本積算をしておりますので、当然、三浦議員のおっしゃるとおりだと思います。後ほどというか、そういうことです。御了解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第50号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第51号 令和6年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第51号令和6年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第51号令和6年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、歳入においては繰入金を、また歳出においては総務費を、それぞれ

計上したものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） それでは、議案第51号令和6年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について細部説明させていただきます。

補正予算書34ページをお開き願います。

今補正是、歳入歳出予算の総額にそれぞれ59万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を21億2,020万8,000円とするものです。

詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

補正予算書40ページをお開き願います。

まず、歳入、6款1項1目一般会計繰入金は、人件費に係る繰入金の増額であります。

次ページ、41ページになります。

歳出、1款1項1目一般管理費は、一般会計同様、給与改定等による人件費の増額であります。

以上、簡単でございますが、令和6年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の細部説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、1点お伺いいたします。

今、人件費は一般会計から繰入れということで出ていますけれども、国保会計ですので基金があるはずですけれども、その基金を取り崩し、少額だったから一般会計繰入れしたのか。その辺、御説明願います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） 特別会計の人件費等につきまして、国保会計ですけれども、法定により事務費の繰入れすることになっておりますので、基金を繰り入れ取り崩して充てるものではないものでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、基金が今どのぐらい国保会計に現在あるのか、お伺いいた

します。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） 現在のところ、ちょっと細かい数字あれですけれども、1億9,000万円ほどの基金の残高と思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 法的根拠によって繰入れということなんですか？ 今、2億円弱の基金があるわけですか？ 今後、あしたに人件費が人事院勧告による不足分の人件費なんですか？ 3月、3名、何名、ちょっと今これでは見えないんですけれども、該当する人が職員数、国保の担当者です、それが何名なのか。今回の人件費を法的根拠で繰入れするということなんですか？ その辺、詳細にお願いします。そうでないと介護保険にも該当がありますので、お願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） 医療給付係の人員につきましては、現在3名おります。ただ、1名分は一般会計のほうから出ておりますので、実質国保会計のほうから出ておりますのは、42ページの給与費明細書にございますが、職員数2名分でございます。法的根拠とおっしゃっていますけれども、法定による繰入れということになります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第52号 令和6年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第52号令和6年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第52号令和6年度南三陸町介護保険特別会

計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、歳入においては繰入金を、また歳出において総務費及び地域支援事業費を、それぞれ計上したものです。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） それでは、議案第52号令和6年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明を申し上げます。

初めに、補正予算書45ページを御覧ください。

今補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,917万3,000円とするものでございます。

補正内容の細部につきましては、事項別明細書で説明をさせていただきますので、51ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

7款繰入金1項1目一般会計繰入金は、記載のとおり職員給与費等繰入金として24万4,000円を減額計上してございます。

続いて、52ページを御覧ください。

歳出でございます。

1款総務費の1項1目一般管理費につきましては、給与改定等に伴い、職員人件費分について24万4,000円を減額するものでございます。

3款地域支援事業費の3項1目包括的ケアマネジメント支援事業費につきましては、給与改定に伴う増額分、それから人事異動による減額分を合わせ、352万3,000円を減額するものでございます。

最下段から次ページ53ページに続きます4目生活支援体制整備事業費につきましては、給与改定に伴う職員人件費として75万9,000円を増額するものでございます。

6款予備費につきましては、財源調整のため計上しております。

以上、簡単ですが細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。及川幸子君。

○8番（及川幸子君）では、1点だけお伺いいたします。

人勧ではベースアップになっているんですけれども、52ページの歳出を見ますと減額が大きいんです。352万3,000円の減額になっていますけれども、これここで減額して、あと2か月あるんですけども、大丈夫ですか。時間外50万円、期末手当などを含めると手当で144万円、給料で140万円、合わせて350万円の包括的ケアマネジメント支援事業のほうで減額になるわけなんですけれども、このように最終でもあれば分かるんですけども、今、これを減額して、人勧で上がるというときに減額して大丈夫なのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君）保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君）介護保険特別会計予算につきましては、地域包括支援センターの職員に係る人件費となってございます。先ほども説明の中で申し上げましたが、特に3款3項1目包括的ケアマネジメント支援事業費につきましては、352万3,000円の減額となっておりますが、人事異動による影響による減額と捉えていただければと思います。

地域包括支援センターにつきましては、昨年の3月に専門職が1名異動になりました地域包括支援センターを離れました。その後、新たな補充といいますか、昨年9月に新しく同じ職種を持った方が地域包括支援センターに配属となりましたので、現段階では事業に見合った人数は確保しているという状況ではありますけれども、今年度の4月から8月までの5か月間は1名少ない中での事業運営ということになりました。

ですので、この5か月分の給与等の減額といったところが主な内容となっておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君）及川幸子君。

○8番（及川幸子君）包括ケアマネジメント支援事業というのは、直接住民との関わる仕事でございますので、去年の実施後、8月までのそこは異動でいなかったから、9月から不足の人をそこに配属したので、要するに半年近いお金が減額になるというのは分かりました。

ただ、そういうふうな当初からこここの職員がマイナスになるということはいかがなものかなと思われますので、そこは9月からまた異動で1人が増員になったのでいいことなんですが、そういうことのないように今後お願いたします。直接、これは町民との関わる大きな仕事になりますので、お願いたします。

○議長（星 喜美男君）よろしいですね、答弁。

ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようではありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第53号 令和6年度南三陸町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第53号令和6年度南三陸町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第53号令和6年度南三陸町水道事業会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、資本的収支において収入の企業債、出資金及び補助金を増額とともに、支出の建設改良費を増額するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（山内徳雄君） それでは、議案第53号令和6年度南三陸町水道事業会計補正予算（第2号）について細部説明をさせていただきます。

補正予算書の59ページをお開きください。議案関係参考資料は62ページでございます。

今回の増額補正理由は、地域からの要望もありますが、水道事業所としても漏水件数の多い地区の老朽管更新工事を少しでも早く進めたいとの考え方から、昨年12月に会議で補正予算を可決していただいた後におきましても、県担当課に国庫補助事業の相談をしておりましたところ、今回、さらに1億5,000万円の上積みの内示を受けましたことから、増額補正するものでございます。

なお、今回の補正も12月会議の際に御説明しましたように、令和7年度に繰越工事するものでございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、具体的な予算額について御説明いたします。

第1条において、補正予算は次に定めるところによるということで今回の補正概要でございます。

続いて、第2条は、予算に定めた資本的収入及び支出について補正する内容でございます。

収入においては第1款水道資本的収入を1億3,275万2,000円増額し、支出においては第1款水道資本的支出を1億5,000万円増額するものでございます。

60ページをお開きください。

第3条では、予算に定めた企業債の限度額を今回の補正に合わせて追加及び変更する内容でございます。

続いて、詳細は水道事業会計補正予算に関する説明書に基づき御説明いたしますので、63ページをお開きください。

こちらの（1）資本的収入及び支出を御覧ください。

収入については、1款1項1目企業債を6,500万円、同じく2項1目出資金を1,775万2,000円、さらに4項1目補助金を5,000万円それぞれ増額し、総額3億4,655万1,000円とするものでございます。

次に、支出についてですが、1款1項1目水道施設建設費に1億5,000万円増額し、総額5億6,226万8,000円とするものであります。

収入支出の増額分は、令和7年度に繰り越す水道管路緊急改善工事に係るものでございます。

なお、予定している工事箇所は、議案関係参考資料62ページに記載のある戸倉滝浜地区でございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今、説明あったんですけども、老朽管の改修ということで、そこで伺いたいのは、昨今、道路が陥没するという事件も起きていますけれども、当町においては、あれほどにはならないと思うんですけども、そういう危険性はないのか。今後、さらに老朽管の改修が進むと思うんですけども、そのところを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（山内徳雄君） お答えいたします。

ただいまの質問につきましては、埼玉県の八潮市のほうで実際陥没になったことに係るもののかなと解釈していますけれども、うちのほうで埋設になっている管というのは、水道管の太いやつですと直径が40センチなんだそうです。年数にしては40年ちょっと、昭和58年ぐ

らいですか、そういうものが入っています、そちらの分については、漏水調査等について逐次漏水になって中がえぐられないようには時々点検はしています。

このときに、下水の分についてもお話しできるかどうかちょっと分からんんですけども、下水管については直径15センチの配管が埋設になっていると。

ですから、埼玉県で起こったようなあいだ大きな事故にはすぐ至らないのかなと思っています。ただ、気をつけて日常点検等についてやっていきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点お伺いいたします。

説明資料62ページ、資料の中に布設替工事が993.4メートル、それから既存管の取り出しが863.6メートル、入替えするのであれば同じメートルになると思うんですけども、130メートルが多いわけですけれども、幾らか延びているということの解釈でよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（山内徳雄君） 幾らか延びているのかという御質問ですけれども、最終的には若干延びています。古い管については、モルタルといったものを充填するという、埋めて終わりというものですございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、石綿管、そのまんま取り出さないでそのまま埋めて、新たに新しいものだと交換、塩ビ、その種類も聞きますけれども、工事内容としては、取り出さないでそのまま詰めて新しく埋めるという方法でいいのかどうか、確認いたします。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（山内徳雄君） 今、埋設になっている管については、石綿管ではなくてVP管ということです。

以上です。よろしくお願ひします。（「それを取り除くのか、そのまま埋設して新たに埋めるのが工事をするのかということです」の声あり）

ただいまの質問は、今入っているやつを埋め殺しにして新しく入れるんですかという、そのとおりでございます。（「管は同じ管でVPを使うんですか」の声あり）新しく入れる管については、ハイポリ管ということでございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第53号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第54号 令和6年度南三陸町病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（星 喜美男君） 日程第12、議案第54号令和6年度南三陸町病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第54号令和6年度南三陸町病院事業会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、入院患者への給食提供及び病院施設管理を実施するための所要額を計上したものであります。

細部につきましては病院事務部事務長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。南三陸病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） それでは、議案第54号令和6年度南三陸町病院事業会計補正予算（第1号）の細部を説明させていただきます。

補正予算書の65ページを御覧いただきたいと思います。

今補正につきましては、給食業務委託及び施設管理業務の現契約期間が本年度で終了するところから、令和7年度から令和9年度までの3か年を委託期間とする契約を締結するため、債務負担行為を設定するものであります。

なお、業務内容につきましては、現在の業務を継続とすることを基本としておりますが、物価高騰などの影響もありまして、限度額につきましては、現限度額に比しまして給食業務は1,300万円、9.5%の増、施設管理業務は3,500万円、17.1%の増を見込んで設定をさせていただいております。

以上、簡単でございますが細部説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 先ほど説明で、給食のほうは1,300万円、物価高騰で上がったという説明ありました。そこで伺いたいのは、今後、令和7年から9年度の間、病院の入院患者数というんですか、そういったやつとの兼ね合いというか、そういったことは考慮なされたのか。現在、入院数が横ばいなのか、減少なのか、増加なのか、その辺含めてお答えいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） まず、病院の患者数の推移につきましては、令和5年度の決算と比較しますと、令和6年度につきましては、若干ではありますけれども低いという状況で推移をしております。これは入院につきましても外来につきましてもその傾向が見られまして、特に入院につきましては低いというような状況が今現在推移として見られるという状況でございます。

一方で、業務として行います給食業務、今回、あとは施設管理ということになりますが、これは病院を運営していく以上にどうしても必要な業務ということになります。

先ほど来、人事院勧告による人件費の話も出ていますが、当然、民間の事業者さんも人件費の高騰といいますか上昇を求められている状況ということもありますし、当然、物価の高騰の分もあるということになりますので、当然、その分も限度額の設定をしますので、やはり少し余裕を持った状況で設定をせざるを得ないということなので、収入の状況とリンクするのかと言われると、やはりどうしても支出のほうが膨らむ傾向にあるというのは否めないと認識してございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにありますか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） では、ただいまの説明では分かりました。

ただ、人件費については、人事院勧告の人件費については今回出ていないので最終補正になるのかなと思われますけれども、その辺はどうのようになっているのか。病院も該当だと思うのでお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） 今人事院勧告につきます病院事業会計の人件費等の分につきましては、現有の予算内で対応可能と判断しましたので、今回の補正は計上してございません。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第54号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第55号 令和6年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計補正
予算（第2号）

○議長（星 喜美男君） 日程第13、議案第55号令和6年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第55号令和6年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、人事院勧告に伴う給与改定に対応するため、その所要額を計上したものであります。

細部につきましては病院事務部事務長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） では、議案第55号令和6年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第2号）の細部を説明させていただきます。

詳細を訪問看護ステーション事業会計補正予算に関する説明書にて説明させていただきますので、70ページをお開きいただきたいと思います。

今補正につきましては、町長提案理由で申し上げましたとおり、こちらの会計は人事院勧告に伴う給与改定に対応するための所要額の計上が必要となりましたので、収益的支出のみの補正となります。職員5名分の職員給、それから会計年度任用職員1名分の報酬、法定福利費の合計154万6,000円を計上させていただきました。

以上、簡単でございますが細部説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第55号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和6年度南三陸町議会1月会議を終了いたします。

これにて散会といたします。大変御苦労さまでした。

午後2時16分 散会